

東灘区内のこどもの見守り活動支援に関する要綱

(平成19年12月20日 東灘区長決定)

(平成26年7月29日 改正)

(平成29年6月1日 改正)

(令和3年6月8日 改正)

(令和5年4月1日 改正)

(目的)

第1条 この要綱は、東灘区内におけるこどもの見守り活動を支援することにより、地域住民や各種団体と小学校が連携をとった活動が促進され、子ども達が安全・安心に過ごすことのできる地域づくりの向上を実現することを目的として、掛かる経費についての支援を行なうにあたり、必要な事項を定める。

(支援対象となる団体)

第2条 この要綱を適用する対象は、区内の小学校と連携して防犯活動を実施・または予定しているもので、学校長からの推薦を受けた団体とする。

2 支援対象団体としては、以下の団体は該当しない。

- (1) 営利目的の活動を行う団体
- (2) 特定の宗教活動を行う団体
- (3) 政治活動を行う団体
- (4) 団体間や小学校との連携を阻害する活動を行う団体
- (5) その他、固有の目的を実現しようとするもので、前条の目的を実施するものとはみなされない団体

(支援対象となる活動内容)

第3条 支援を受けるにあたっては、以下の活動を行うものでなければならない。

- (1) 登下校時や放課後のこどもの見守り活動
 - (2) こどもの見守りに関する各団体間の連携を促進するための会議等の開催
 - (3) こどもの見守りに関する意識啓発に繋がる講習会・講演会等の開催
 - (4) こどもの見守りに関する意識啓発や、活動への参加を呼びかけるための広報紙等の発行
 - (5) その他、第1条の目的を実現するための活動として、一般にも理解されるものであり、地域での活動がより活性化されるもの、または、新たな活動の足掛かりとなるものであること
- 2 活動内容については小学校の意向に配慮し、事前に学校長と相談の上、双方了承の上で決められたものでなければならない。

(補助対象項目)

第4条 この要綱で定める補助金の使途は、以下の項目に係る経費に限る。

- (1) こどもの見守り活動に使用する防犯グッズ等の購入に要する経費
- (2) 講演会または会議等の開催経費。但し飲食代については認めない
- (3) 広報・連絡費

(交付額の上限)

第5条 一団体に対する補助金の交付額は、予算の範囲内とし、20,000円を限度とする。

(交付申請)

第6条 支援を受けようとするものは、交付申請書(様式1)を区長あてに提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 区長は申請に基づいて審査を行い、第2条及び第3条に該当すると認めるときは、支援を決定するものとする。

- 2 交付決定された場合、区長は申請者に対して交付決定通知書(様式2)を送付する。
- 3 申請者は、交付決定通知を受けた場合、速やかに交付請求書(様式3)を区長へ提出する。
- 4 交付時期は、交付請求書を受けてから出来るだけ速やかに行う。

(実施報告)

第8条 支援を受けた活動が終了次第、申請者は速やかに実施報告書(様式4)を区長へ提出しなければならない。

(交付金の返還)

第9条 交付を受けた後に、以下のいずれかに該当する事態が発生した場合には、交付金を返還しなければならない。

- (1) 予定した活動が不測の事態により実施できなかった場合などは、その全額
- (2) 上記の理由により実施することができず、既に準備に要した金額がある場合は、その残額
- (3) 当初申請した金額に対し、実際に要した金額が減少した場合は、その差額

(適用期間)

第10条 この支援を適用する期間としては、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日を持って終了する。

(疑義の決定)

第11条 この要綱に定めのない事項は、区長がその都度定める。

附 則

この要綱は、平成19年12月20日から施行する。

この要綱は、平成26年7月29日から施行する。

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

この要綱は、令和3年6月8日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。